

福井県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月5日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

定期監査等の結果および意見

第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査等を実施した。

1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和5年8月から令和6年2月までの間に定期監査等を実施したもののうち、普通会計に係る113機関（出先機関）である。

2 監査の主眼および重点事項等

(1) 定期監査（財務監査）においては、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行った。また、次の3点を重点事項として実施した。

ア 現金等の取扱いについて

イ 補助金の執行について

ウ 公用車の管理について

(2) 行政監査においては、次のテーマについて経済性・効率性・有効性の観点から実施した。

ア 電子決裁・文書管理システムの運用状況について

3 監査の実施内容

対象113機関のうち、65機関については実地監査を、48機関については書面監査を実施した。

	対象機関	出先機関	監査の種類	
			実地監査	書面監査
普通会計	知事部局	55	32	23
	教育委員会	47	28	19
	公安委員会	11	5	6
計		113	65	48

(1) 実地監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象機関の関係者から説明を受けて実施した。

(2) 書面監査について

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、令和6年2月20日に監査委員が書面により実施した。

第2 監査の結果

1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は302件であった。なお、勧告に該当する事項はなかった。

区 分	勧告	指摘事項	指導事項	計
予算関係	0 件	0 件	0 件	0 件
収入関係	0	7	29	36
支出関係	0	7	58	65
契約関係	0	2	59	61
工事関係	0	0	17	17
財産管理関係	0	15	75	90
その他	0	4	29	33
合 計	0	35	267	302

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 総務部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
福井県税事務所	5.12.18

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(2) 未来創造部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局（若狭）	5.10.27	京都事務所	6.2.20
嶺南振興局（二州）	5.10.26	大阪事務所	6.2.20
東京事務所	5.11.10	生活学習館	5.12.19
名古屋事務所	5.11.9		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

α 財産管理関係

- ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 112,000円・修繕費 99,165円)

(嶺南振興局(若狭))

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(3) 防災安全部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
消防学校	6. 2.20	原子力環境監視センター	5.11. 2

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(4) 交流文化部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
恐竜博物館	6. 2.20	一乗谷朝倉氏遺跡博物館	6. 2.20
歴史博物館	6. 2.20	福井運動公園事務所	5.12.14
美術館	6. 2.20	武道館	6. 2.20
若狭歴史博物館	5.11.22		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- ・ 工事等に係る電気料個人負担金の算定を誤り、302,876円の過少徴収となっていた。(恐竜博物館)

b 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 95,294円)(恐竜博物館)
- ・ 昨年度に引き続き、委託により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをせず、備品台帳への登記も行っていないものがあった。(恐竜博物館)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(5) エネルギー環境部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
自然保護センター	6. 2.20	年縞博物館	6. 2.20
海浜自然センター	6. 2.20		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 契約関係

- ・ 契約金額が50万円以上の物品調達において、請書を徴していないものがあった。(海浜自然センター)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(6) 健康福祉部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井健康福祉センター	5.10.3	総合福祉相談所	6.2.20
坂井健康福祉センター	5.10.30	こども療育センター	5.9.5
奥越健康福祉センター	5.8.30	嶺南振興局 敦賀児童相談所	6.2.20
丹南健康福祉センター	6.2.20	和敬学園	5.10.13
嶺南振興局 二州健康福祉センター	5.11.2	看護専門学校	5.9.5
嶺南振興局 若狭健康福祉センター	6.2.20	衛生環境研究センター	6.2.20

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあった。

(看護専門学校)

b 支出関係

- 3年連続して、電気料の支払手続を失念したため、同じ口座から引落予定の別の料金が引落不能となっているものがあった。(総合福祉相談所)
- 昨年度に引き続き、報償費の支払金額を誤り、後日返納を受けているものがあった。(看護専門学校)

c 財産管理関係

- 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 53,152円、修繕費 99,737円)

(福井健康福祉センター)

- 公用車の事故(物損7件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 93,265円、修繕費 117,821円、98,626円、98,307円、94,193円、15,400円、13,750円)

(総合福祉相談所)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(7) 産業労働部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井産業技術専門学院	5.12.21	工業技術センター	6.2.20
敦賀産業技術専門学院	6.2.20		

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(8) 農林水産部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井農林総合事務所	5.11.20	畜産試験場	5.11.8
坂井農林総合事務所	5.10.23	家畜保健衛生所	6.2.20
奥越農林総合事務所	5.10.12	水産試験場	6.2.20
丹南農林総合事務所	5.11.6	越前漁港事務所	5.9.6
農業試験場	5.10.4	総合グリーンセンター	5.11.29

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- ・ 土地改良財産に係る他目的使用料の調定が著しく遅れていた。
(丹南農林総合事務所)
- ・ 3年連続して、漁港施設使用料の算定を誤り、23円の過少徴収となっていた。
(越前漁港事務所)

b 支出関係

- ・ 負担金の支払金額を誤り、3,000円の過大支出となっていた。
(福井農林総合事務所)
- ・ 補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査していたため、補助金1件3,819円を過大に交付していた。
(奥越農林総合事務所)
- ・ 3年連続して、補助金について、補助対象額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあつた。
(丹南農林総合事務所)

c 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
(損害賠償額 105,458円・修繕費 25,355円、
修繕費 15,400円)
(福井農林総合事務所)

d その他

- ・ 治山事業で施工した箇所においてモルタルが剥離・落下したことにより、損害賠償金が発生していた。
(損害賠償額 690,030円)
(丹南農林総合事務所)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(9) 土木部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井土木事務所	5.11.15	嶺南振興局 小浜土木事務所	5.11.21
三国土木事務所	5.11.1	吉野瀬川ダム建設事務所	6.2.20
奥越土木事務所	5.10.2	福井港湾事務所	6.2.20
丹南土木事務所	5.10.20	嶺南振興局 敦賀港湾事務所	5.11.29
嶺南振興局 敦賀土木事務所	5.10.6	福井空港事務所	6.2.20

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- ・ 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあった。

(奥越土木事務所)

b 契約関係

- ・ 昨年度に引き続き、修繕契約において、誤った額の収入印紙が貼付された契約書を受領しているものがあった。

(嶺南振興局小浜土木事務所)

c 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。

(修繕費 163,838円)

(三国土木事務所)

- ・ 昨年度に引き続き、郵便切手類について、郵便切手類出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。

(奥越土木事務所)

- ・ 昨年度に引き続き、原材料品について、原材料品出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。

(丹南土木事務所、嶺南振興局小浜土木事務所)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(10) 教育委員会

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南教育事務所	5.11.27	美方高等学校	5.9.28
生涯学習センター	5.12.19	若狭高等学校	6.2.20
教育総合研究所	5.9.11	福井農林高等学校	5.10.4
特別支援教育センター	5.9.5	科学技術高等学校	5.12.14
図書館	6.2.20	敦賀工業高等学校	6.2.20
こども歴史文化館	6.2.20	福井商業高等学校	6.2.20
奥越高原青少年自然の家	5.8.30	坂井高等学校	5.10.30
芦原青年の家	6.2.20	奥越明成高等学校	5.8.30
鯖江青年の家	6.2.20	武生商工高等学校	5.12.4
三方青年の家	5.9.28	若狭東高等学校	5.11.27
藤島高等学校	5.12.18	道守高等学校	5.12.14
高志高等学校	5.10.3	盲学校	5.12.21
羽水高等学校	6.2.20	ろう学校	6.2.20
足羽高等学校	6.2.20	福井特別支援学校	6.2.20
三国高等学校	5.11.8	福井南特別支援学校	6.2.20
金津高等学校	5.12.4	福井東特別支援学校	5.9.5
丸岡高等学校	6.2.20	清水特別支援学校	6.2.20
大野高等学校	5.10.16	嶺北特別支援学校	6.2.20
勝山高等学校	5.10.16	奥越特別支援学校	5.10.16
鯖江高等学校	6.2.20	南越特別支援学校	5.12.4
丹生高等学校	5.10.13	嶺南東特別支援学校	5.9.28
武生高等学校	6.2.20	嶺南西特別支援学校	5.11.27
武生東高等学校	6.2.20	高志中学校	5.10.3
敦賀高等学校	6.2.20		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- ・ 生産物売払収入の調定が著しく遅れていた。

(坂井高等学校)

b 支出関係

- ・ 戻入処理しなければならない当年度支出に係る光熱水費について、歳入調定し、雑入で受け入れていた。

(福井商業高等学校)

c 財産管理関係

- ・ 昨年度に引き続き、備品の廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあった。

(若狭高等学校)

d その他

- ・ 草刈り作業の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 211,948円)

(敦賀高等学校)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(11) 公安委員会

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	5.12.19	坂井西警察署	5.9.11
福井南警察署	6.2.20	鯖江警察署	6.2.20
大野警察署	6.2.20	越前警察署	6.2.20
勝山警察署	6.2.20	敦賀警察署	6.2.20
あわら警察署	5.12.4	小浜警察署	5.11.22
坂井警察署	5.11.29		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- 令和4年度の証紙収納額報告の一部について、年度を越えて報告しているものがあつた。(敦賀警察署)

b 支出関係

- 報償費について、債権者を誤って支出し、翌年度に返納を受けるとともに正しい債権者へ支払っているものがあつた。(小浜警察署)

c 財産管理関係

- 公用車の事故(物損8件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 84,040円・修繕費 13,728円、

修繕費 191,686円、99,825円、80,597円、52,800円、

49,940円、33,671円、8,580円)

(福井警察署)

- 公用車の事故(物損5件)により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。

(損害賠償額 1,482,800円・修繕費 224,543円、損害賠償額

475,200円・修繕費 859,463円・運搬費 30,000円、修繕費

99,770円、99,506円、30,800円)

(越前警察署)

- 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 95,746円、87,387円)

(敦賀警察署)

- 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。

(修繕費 291,874円、209,517円、79,266円、21,780円、

19,228円)

(小浜警察署)

d その他

- 看板の管理不備により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 161,099円)

(福井南警察署)

- 交通違反車両誘導の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 231,403円)

(坂井西警察署)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

3 指導事項

改善を求めた指導事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 収入関係

- ・ 誤って徴収したものと証紙の抹消を誤ったものがあり、還付加算金が発生しているものがあつた。

(2) 支出関係

- ・ 公共料金等の支払において、公共資金前渡職員口座（公共料金引落専用口座）への支払手続を失念したため、引落不能となっているものがあつた。
- ・ 支払金額を誤り、後日返納を受けているものや追加で支払しているものがあつた。

(3) 契約関係

- ・ 委託契約において、収入印紙が貼付されていない契約書や誤った額の収入印紙が貼付された契約書を受領しているものがあつた。
- ・ 委託契約において、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていないものがあつた。

(4) 工事関係

- ・ 工事検査は、契約担当者または契約担当者から検査を命じられた工事検査職員が行わなければならないが、他の職員が行っているものがあつた。
- ・ 契約書に単価抜き設計書を添付していなかった。

(5) 財産管理関係

- ・ 委託や工事により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをせず、備品台帳への登記も行っていないものがあつた。
- ・ 委託や工事により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをする際、金額を誤っているものがあつた。

(6) その他

- ・ 内部統制にかかるリスク評価シートについて、前年度の指摘事項を重点取組事項として選定していないものがあつた。
- ・ 出納員等による月1回の会計書類と帳簿の照合を行っていない所属があつた。

4 重点事項等

改善を求めた指導事項等の主なものは、次のとおりである。

(1) 定期監査（財務監査）

ア 現金等の取扱いについて

- ・ 郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。
- ・ 現金領収した手数料等について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあつた。

イ 補助金の執行について

- ・ 補助金額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあつた。
- ・ 要綱や要領で定める期限までに実績報告書を徴しなければならないが、遅れているものがあつた。

ウ 公用車の管理について

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
- ・ 県有自動車管理規程に基づく事故報告を怠っているものがあつた。
- ・ 運転日誌の酒気確認欄の記載が漏れているものが多数見受けられた。

(2) 行政監査

ア 電子決裁・文書管理システムの運用状況について

- ・ 電子決裁対象文書について、特段の理由なく紙決裁としている所属があった。
- ・ 電子決裁対象文書で原本保存が必要な紙文書について、福井県電子決裁運用方針に定められた方法により保存していない所属があった。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 支出事務、財産管理事務、契約事務を中心に、基本的な手続の不備や確認不足による誤りが多く見受けられたほか、前年度の監査において是正または改善を求めたにもかかわらず、措置が不十分と認められる事例が複数見受けられた。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じるとともに、職員相互による内部チェックが形骸化することなく十分に働くよう、さらなる内部統制の充実強化、効果発現に努められたい。
- 2 現金の取扱いについては、領収した現金の指定金融機関への払込みが遅れていたものなど事務処理が適正に行われていないものが見受けられた。

現金については、紛失や盗難等の可能性があり、厳正な管理が必要なことから、複数職員による確認を徹底するなど内部統制を有効に働かせ、慎重かつ確実に行われたい。
- 3 公用車の事故等による修繕費の支出が多く発生している。県は交通安全、交通事故抑止を推進する立場であることを十分に認識し、安全運転意識の醸成に努めるとともに、事故の原因を分析し、未然防止に向けた対策を強化されたい。

また、令和5年12月からの改正道路交通法施行規則の施行に伴い、運転前後における酒気確認等の適切な実施を徹底されたい。
- 4 地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としており、契約締結に当たっては、競争性のある契約方法をとることができないか十分に検討を行うことが必要である。

一定金額以内の契約については、随意契約によることができるが、一括して発注可能である契約を分割して発注しているものがあったので、公正性や経済性の確保の観点から適正な事務の執行に務められたい。

また、特命随意契約とする場合においても、業務内容や範囲を精査し、競争が可能な部分は分割して契約を行うなど、競争性を確保するよう務められたい。
- 5 物品管理については、受払に係る手続誤りや備品台帳等への登記が適正でないものが複数見受けられた。物品の受払の際は複数職員により確認を行うとともに、定期的に現物と台帳等との照合を行うなど、適正な管理に努められたい。
- 6 電子決裁・文書管理システムが令和4年4月から稼働し、文書の起案・決裁・保存等は電子化して行うこととなっているが、特段の理由なく紙決裁としているものや、電子決裁を行ったにもかかわらず書類を保管しているもの等、誤った処理が多数見受けられた。業務効率化や職員の働き方改革等の推進のため、適切な運用を徹底されたい。